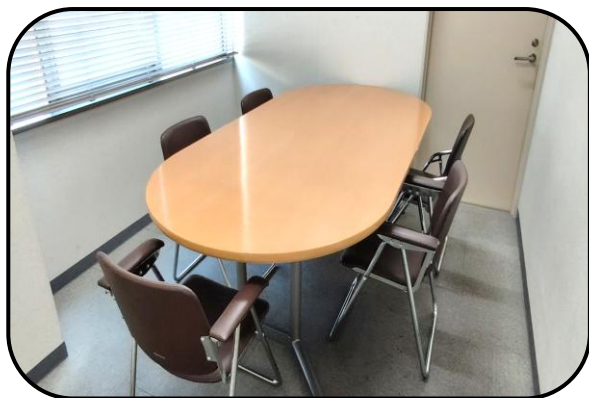


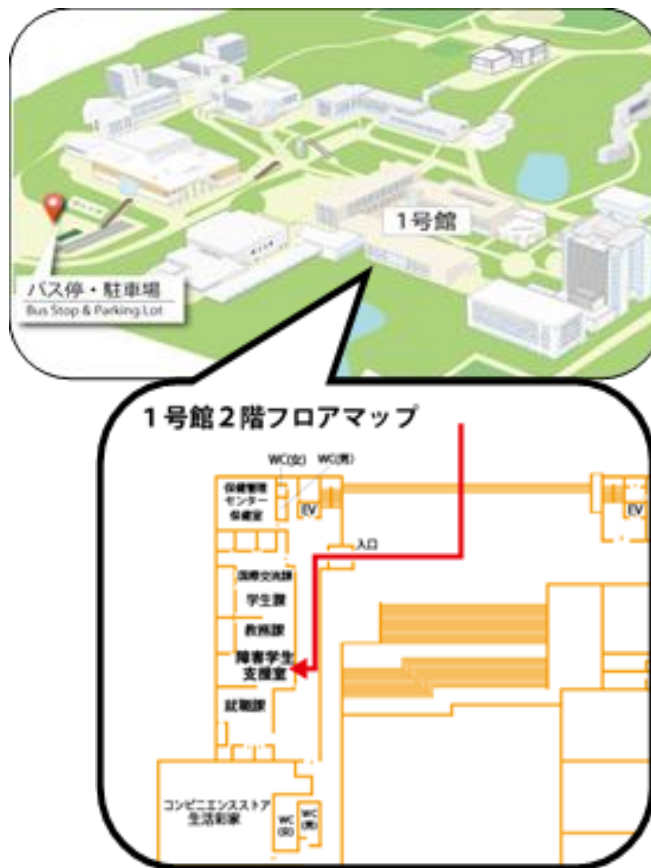
申請・相談の窓口

障害学生支援室に直接お越しください。

- * 場 所： 障害学生支援室
(1号館2階：教務課隣)
- * 時 間： 9時～13時, 14時～16時
(月曜日～金曜日)
- * 住 所： 〒729-0292
福山市学園町1番地三蔵
- * 電話番号： 084-936-2112
(ダイヤルイン：2271)
- * E-mail： shien@fukuyama-u.ac.jp



MAP



障害学生支援室の

ホームページはこちら →



障害学生支援室

福山大学は、障害のある学生が、他の学生と同じように授業や学生生活を送ることができるよう、修学支援を行います。

障害学生支援室は、修学支援がスムーズにいくよう学内の調整を図ります。



・・・合理的配慮とは・・・

障害や社会的障壁のある学生が、教育を受ける権利を行使するために、大学生活を送る上で生じる障壁に対し個別に実施される調整・変更のことです。配慮の決定には、学生と大学の双方の合意に向けた話し合い（建設的対話）を行います。

・・・具体的な支援例・・・

- ・ 講義室内での座席位置の配慮
- ・ 板書等の撮影、講義中の録音の許可
- ・ 補助器具（PC、タブレット、サングラス、補聴器、等）の使用許可
- ・ 講義中、定期試験中の入退室の許可
- ・ 定期試験における時間延長および別室受験
- ・ 障害を原因とする講義欠席時、授業で配付した資料の後日配付

※ 希望する配慮のすべてに対応できるとはかぎりませんので、ご相談ください。

・・・支援の流れ・・・

Step1 学生からの申し込み



合理的配慮の説明
合理的配慮申請書の作成

Step2 面談

学生、学科教員、学生相談支援員などと具体的な配慮内容の検討



授業配慮願いの作成（注）

Step3 配慮の決定、開始

障害のある学生対応委員会で配慮内容を審議

配慮決定後、授業担当教員へ
授業配慮願いを提出（注）



Step4 モニタリング

決定した配慮内容の状況確認
配慮内容の変更の検討



（注）授業における配慮を希望する場合

・・・合理的配慮に必要な書類・・・

- ・ 根拠資料（医師の診断書、意見書など）
- ・ 合理的配慮申請書
- ・ 授業配慮願い（注）
- ・ 配慮希望科目申請書（注）

（注）授業における配慮を希望する場合

・・・支援体制・・・

学内の関係部局が連携して支援を行います。
大学生活や学修で困ったことがあったら、
障害学生支援室にご相談ください。

